

## Vinayasūtra における波羅夷法盜戒（Ⅱ）

中川正法

Vinayasūtra（以下 VS. と略）及び徳光自身による註釈（以下『自註』）における盜戒に関する規定について、前稿<sup>1)</sup>に続き考察を加えていく。

順に偈を示しつつ規定内容の検討を試みたい。

anāpetatvaṃ svāmitvasyāpahṛtatve'nutsṛṣṭatāyāṃ āśayena<sup>2)</sup>//(96)

（衣等が）持ち去られた時、（自分のものであるという）想い（āśaya）が捨てられていない場合には、所有権は消失していない。

『自註』では、風や盗人等によって、衣等が奪い去られた時、その事物に対する「想い」が離れていない、即ち棄捨されていなければ、「自分のものであること」（svāmitva）は消えることがないと述べられている。

これは、前稿において示した第94・95偈に見られる「所有する」ということに関する規定と思われる。『根本説一切有部毘奈耶』卷二において<sup>3)</sup>、与えられていない他人の物を取った場合、波羅夷罪となる場合について、次のように述べられている。

復有四縁。苾芻於他物不與取。得波羅市迦。云何爲四。是他所護。作屬己想。是重物。舉離處。何謂他所護。如人有重物安在器中。若自守護。或令四兵而共防護。云何屬己想。人有重物置箱器等中。作屬己想。此是我物。餘如上説。

また、『十誦律』巻一においても同様に、重物を取れば波羅夷罪となることを示す箇所では、「有我所心誰為我所心隨誰物」とくり返し述べられている<sup>4)</sup>。これら「屬己想」、「我所心」という語が、VS. における 'svāmitva-āśaya' に相当すると思われる。ただし、註釈にあるような「所有」についての詳しい言及はなされていない。

bhavaty adhiṣṭhātūr ayātrāgatiye<sup>5)</sup> svāmitvaṃ//(97)

（特定の人に）属していない場合、所有権は守護者にある。

一応訳出したが、'adhiṣṭhātūr' と 'ayātrāgati' の意味を確定し難く、規定内容を十分把握できていない。『自註』には、'yātrāgato lokavyavahāre samart-haḥ' とあり、『自註』チベット訳では、'deḥi rgyud du gtogs paḥi rdzas ni

tha sñad ces pa ho' (家族・部族に属するもの) とある<sup>6)</sup>。'adhiṣṭhātṭ' は、上記引用漢訳箇所中の「守護」に相当するとも考えられる。

さて、第97偈後半より、第98偈～102偈『自註』を含む個所に至るまで、新しいフォリオ——Rāhula Sāṅkṛtyāyana が 'Vinayasūtra 5' というタイトルを付して撮影した写真版の最上段に置かれ、これまでの表記に従えば [V 1 A] とされる——に入る。しかしこのフォリオは、これまでの写本と違って大へん状態が悪く、右側三分の一、行によっては半分がほとんど判読できない状態となっている。

第101偈を除いては、偈の部分を判読できるが、註釈部分は十分に読みとることができない。『自註』のチベット語訳に基づいて、ある程度内容を把握することができるが、Skt. なしで十分に理解できない点も多い。内容理解のためには、他のチベット語註釈によって補充すべきであるが、この点は今後の課題とし、ここでは第98偈～102偈を、写本に基づいて偈の部分のみ示すにとどめておきたい。

asatvam āsayānubandhasyābhyavahārāya dāne//(98)

nānabhiyoktṛsvatvam abhiprayuktānām davadāhādibhir ādānārthaṃ mṛgapakṣiṣa-risṛpāṇām//(99)

anigalane vastuto vyavasthā//(100)

[hārasthānakālena mūlyasya//(101)]

nānabhipretād āpattiḥ//(102)

ただし、第102偈については、以下のことを指摘しておきたい。

nānabhipretād āpattiḥ//(102)

(衣を取ろうと) 意図していなかった場合には罪はない。

『自註』チベット語訳を参照すると、「衣架 (gdañ bu)」を取ろうとした比丘が、意図していなかったにもかかわらず、衣も一緒にくっついてきたために、誤まって取ってしまったという場合である。この規定が述べられている状況と共通するものを、漢訳律文献に見ることができる。『十誦律』卷五十二<sup>7)</sup>、『薩婆多部毘尼摩得勒伽』卷一問第二波羅夷<sup>8)</sup> 及び同卷八優波離問波羅夷<sup>9)</sup> において示されている規定は、VS. のこの偈を理解する上で十分参考となるといえよう。このうち、『摩得勒伽』卷一では次のように述べられている。

若比丘取衣架滿五錢。犯波羅夷。不滿偷羅遮 (中略) 若比丘欲取衣架。

合衣持去。當數衣架。滿波羅夷。

不滿偷羅遮。若衣離架若滿波羅夷。不滿偷羅遮。

『自註』でも、誤まって取った衣に関しては罪はないとされ (ḥkhru pas brkus par gyur pa de las ltuñ bar mi ḥgyur ro), 衣架が問題となっている点は共通している。

svatāvakālikaviśvāsacittaiḥ paraṃ vijñāpya<sup>10</sup>/(103)

自分のものである、借用する、同意しているというような(三種の)心をもって(取る場合は)、他人に知らせるべきである。

この偈に対する『自註』の冒頭部分は判読できないが、チベット語訳には、「盗心がなければ罪とはならないということと結びついている。」とあり、「盗心」をめぐる罪の軽重とも関連していることがわかる。

『自註』の Skt. 部分は以下に示すように、tathā 以下より新しいフォリオ [V 2 B] に入り、判読可能となる。その前半部を以下に示す。

...tathā ca vakṣyati bhikṣuḥ svakam api pātracivaram steyacittenôdgrḥṇāty āpyadyate sthūlātyayām iti. ebhir api cittair grḥnāṇe na, paracodanāvakāśānivr̥tyartham yuktam parasya bodhanam. idam ahaṃ vastu nayāmi yad āha paravijñāpyeti...

ここでは、比丘が盗心をもって自分で鉢や衣を持ち上げた場合には、Sthūlātyayā 罪となるとされる。しかし、偈において述べられた三種の心をもってつかんだとしても、罪とはならないということである。しかし、他人から指摘される可能性をなくすために、他人に対して知らせることがよいとして、「私は、この事物を持っていきます。」というような言い方が教示されている。

この第103偈における 'svatāvakālikaviśvāsa' に対し、上記の如く訳出したが、この点について考察を加えてみたい。

まず、Rāhula のテキストでは、“svabhāvako' likaviśvāsacittaiḥ parivijñāpya(102)” とある。この偈の Skt. 写本の該当部分も、上述のごとく判読し難く、'svabhā' と 'svatā' とも読めるが、後者の読みを取った。'ko' は明らかに 'ka' とある。この複合語をどう解釈するか。『自註』チベット語訳では、'rañ gi sems dan brña baḥi sems dan yid bcugs paḥi sems ni rañ dan brña ba dan yid bcugs paḥi sems so' と解釈されている<sup>11</sup>。これに従って、'sva-tāva-kālika-viśva-cittaiḥ' という並列複合語であることが確認される。

さて、それぞれの語の意味であるが、'sva' は、「自分のもの」、「自分に属するもの」ということは明らかである。また 'viśvāsa' については、前稿で示した第93偈において言及された語である。第93偈は、'steyacittena' 「盗心によって(取

った場合は波羅夷罪である。）」という内容である。これに対する『自註』には、「viśvāsiccittādibhir anāpattiṃ vaksyati」とのみ記されている。ここでは、「信頼された、堅固たる」の意に解しておいた。そこで‘tāvakālika’なる語が問題となる。この語は、この形では Skt. 辞典において訳語を見出しえず、Edgerton の仏教梵語辞典には、‘tāva-kālika’で‘temporary’という訳が与えられている。パーリ語辞典においては、‘tāva-kālika’で、‘as long as the time, lasts; i.e. for the time being, temporary, pro tempore’という訳語が与えられている<sup>12)</sup>。しかし、これらの訳語だけでは、ここでは状況を理解するのに十分ではない。一方、チベット語辞典では、‘brñā ba’には、第1意味としての‘to borrow’があるが、時間に関する訳語はない<sup>13)</sup>。

ここで、他の律文献にこの規定と内容的に関連する個所を求め、‘tāva-kālika’によって示される状況について考察したい。これまで参照してきた『根本有部毘奈耶』巻二の最後の部分で、次のように述べられている<sup>14)</sup>。

復有五緣。苾芻他物不與取。得波羅市迦。云何爲五。非己物想。非親友想。非暫用想。取時不語他。有盜心。得波羅市迦。

復有五緣。苾芻無犯。云何爲五。作己有想。親友想。暫用想。取時語他無盜心者。無犯『十誦律』卷第一では次の如くである<sup>15)</sup>。

又有七種。取人重物波羅夷。一非己想。二不同意。三不暫用。四知有主。五不狂。六不心亂。七不病壞心。又七種取人重物無犯。一者己想。二者同意。三者暫用。四者謂無主。五者狂。六者心亂。七者病壞心。

この『十誦律』が訳出されている『国訳一切経』律部五における脚注において、上記七条件に関して解説がなされている<sup>16)</sup>。それによれば、検討中の三語は、「己想 (sakasaññissa)、自己の物と誤想せる者。同意 (vissāsagāhe)、所有者の同意により取る時。暫用 (tāvakālike)、暫時借用の場合。」とある。他の四事についても、パーリ語をもって解説されている。このことから、パーリ文献に同内容の規定を求めてみたい。

パーリ律においては、次のような規定が見られる<sup>17)</sup>。

chah' ākārehi adinnaṃ ādiyantassa āpatti pārājikassa: na ca sakasaññī, na ca vissāsagāhī, na ca tāvakālikam, garuko ca hoti parikkhāro pañcamāsako vā atir-ekapañcamāsako vā, theyyacittaṃ ca paccupaṭṭhitaṃ hoti: āmasati...āpatti pārājī-kassa. (中略)

anāpatti sakasaññissa vissāsagāhe tāvakālike petapariggahe tiracchānagatapari-

ggahe paṃsukūlasaṅṅissa ummattakassa khittacittassa vedanaṅṅassa ādikammika-  
ssā 'ti.

前半部は、波羅夷となる六つの条件について示されたもので、後半部は無犯となる場合を示したものである。下線を付したうち、最初の二語は、「自分のものであると想うこと」、「親しき友人の所有するもの」という意味と解せる。そして今検討中の 'tāvakālika' である。この語は、『南伝大蔵経』では、「暫借」と訳されている<sup>18)</sup>。

以上引用した漢訳律とパーリ律の当該箇所を比較した場合、'tāvakālika' なる語は、ここではチベット語辞典に見られるよう「借用する」という意味を含んでいると解釈することが自然であろう。従って VS. のこの規定においても、「借用する」という意味を用いて読むことが適当と思われる。また、VS. 第103偈と『根本有部毘奈耶』の引用部は内容的にはほぼ対応していると見なされる。

[anyathā vinā steyacittena// (104)]

盗心なくして（取ったことを示す方法が）他にある。

この偈及び註釈の冒頭は、右端行末にあり判読できない。判読可能な部分より註釈を以下に示す。

...[svatāvakā] likaviśvāsacittaparavijñāpanīyo'nyenāpi prakāreṇa vinā steyacittena  
grahaṇe nāpattir iti pradarsārtham āha anyathā cēti.

ここでは、「盗心なくして取った場合には、罪とはならないということ、他の方法によって示すために 'anyathā' と述べられた」と註釈されている。では、「他の方法」によってとは、いかなるやり方かということで次のような例をもって示される。

kathaṃ punar anyena prakāreṇa. yathōktam upālipariṅcchāyāṃ bhikṣu bhikṣum  
evam āha. jānāsi tvam amukasya bhikṣor imaṅcemaṅcapariṣkāraṃ, jānāmi. gac-  
hata harata apaharata sthānāsmiṃ āvapati.

註釈のこの箇所において、その「他の方法」が、Upālipariṅcchā における表現をもって具体的に示されている。上記の如き写本の読みに従って試訳するなら、次のようになろう。

さて、他の方法によってとはどのようにしてなのか。Upālipariṅcchā において、(ある)比丘が(他の)比丘に次のように言った。「汝は某比丘のこれこれの資具を知っている。私は知っている。汝らは行くべし。取るべし。取り来るべし。この場所に置くべ

し。」と。

さて、ここにおいて、Upālipariṣcchā が引用されている点に注目したい。これまで VS. における波羅夷規定と他の律にみる規定とを比較検討する中において、『十誦律』等における「優波離問經」と対応する規定があることは指摘してきたが、Upālipariṣcchā という經典名が示されたのは、この個所がはじめてである。この例として示された表現を、漢訳律文献の「優波離」の名をもつ個所に求めたが未だ対応個所を見い出しえない。これまで度々引用されてきた 'grantha' と同様、Upālipariṣcchā からの引用があることに、十分留意すべきである。

- 
- 1) 拙稿「Vinayasūtra における波羅夷法盜戒(Ⅰ)」印仏研, 41-2, pp.1026~1022.
  - 2) R. āśraye na.
  - 3) 大正藏, 23, p. 638, a.
  - 4) 大正藏, 23, p. 4, c.
  - 5) R. apātrāgatiye.
  - 6) 影印北京版西藏大藏經, No. 5621, Ḥu 79a.
  - 7) 大正藏, 23, p. 380, a.
  - 8) 大正藏, 23, p. 570, b.
  - 9) 大正藏, 23, p. 612, b.
  - 10) R. parivijñāpya.
  - 11) 西藏大藏經, Ḥu 80a.
  - 12) PALI-ENGLISH DICTIONARY, P.T.S.. tāva=Skt. tāvat.
  - 13) TIBETAN-ENGLISH DICTIONARY, by Chandra Das.
  - 14) 大正藏, 23, p. 638, a.
  - 15) 大正藏, 23, p. 6, c.
  - 16) 大東出版社, 昭和9年, p. 28.
  - 17) *Vinaya Pitakam*, PTS. vol. III, pp. 54~55.
  - 18) 南伝大藏經, 第1卷, pp. 88~89.

〈キーワード〉 Vinayasūtra, 『律經』, 徳光, 波羅夷法, 盜戒

(筑紫女学園短期大学助教授)